

第16回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和2年11月30日（月）
午後2時から
本庁舎5階 特別会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (2) 感染拡大防止対策について
- (3) その他

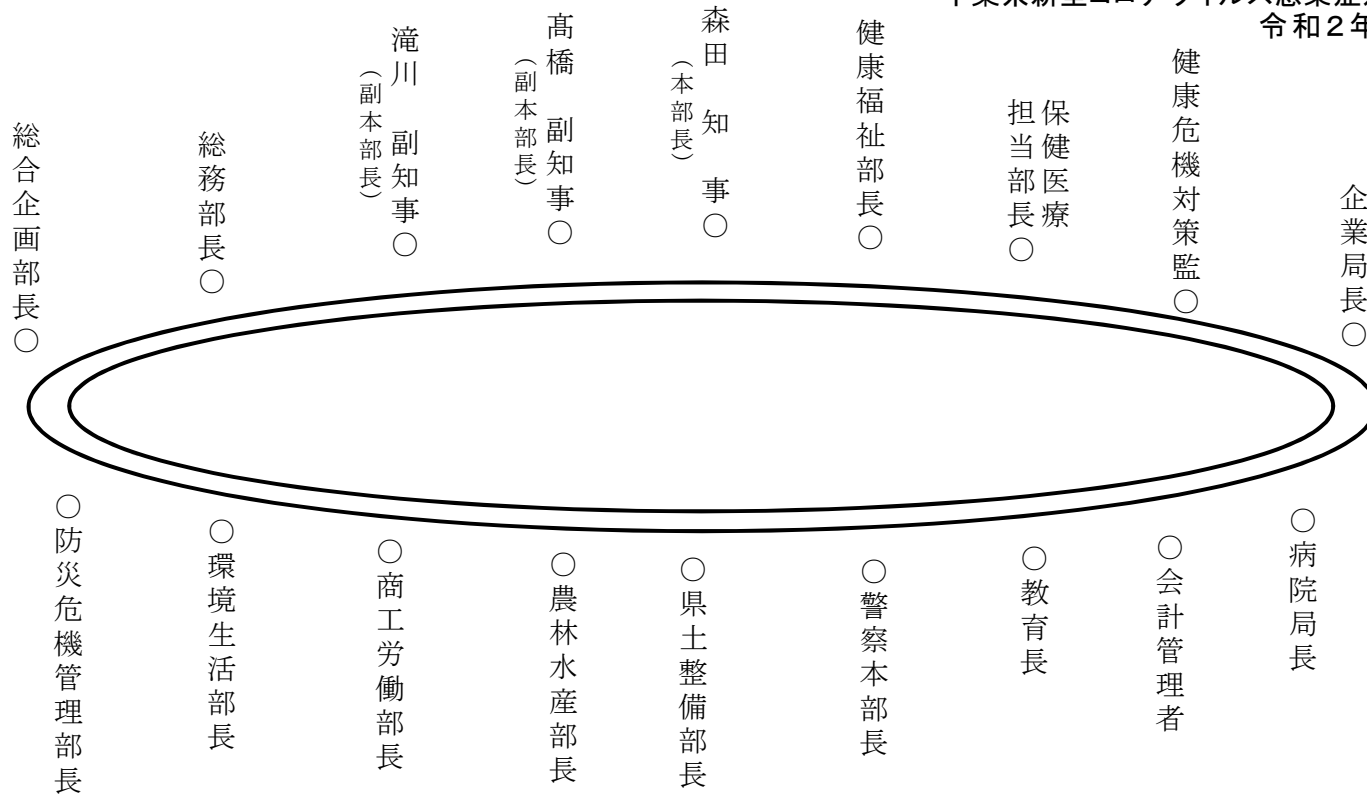
3 閉 会

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員名簿

令和2年11月30日(月)

| | |
|-------|----------|
| 本部長 | 千葉県知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 副本部長 | 副知事 |
| 本部員 | 総務部長 |
| | 総合企画部長 |
| | 防災危機管理部長 |
| | 健康福祉部長 |
| | 保健医療担当部長 |
| | 環境生活部長 |
| | 商工労働部長 |
| | 農林水産部長 |
| | 県土整備部長 |
| | 会計管理者 |
| | 企業局長 |
| | 病院局長 |
| | 教育長 |
| 警察本部長 | |

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 席次
令和2年11月30日



- 秘書課長
- 特別秘書
- 総務課長
- 行政改革推進課長
- 財政課長
- 健康福祉部技術次長
- 健康福祉部事務次長
- 健康福祉政策課長
- 疾病対策課長
- 防災危機管理
部
危機管理課長
- 防災危機管理
部
危機管理課危機管理室長
- 健康福祉政策課
副参事

新型コロナウイルス感染症の 発生状況等について

令和2年11月30日(月)

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染状況等に係る千葉県の指標（再度の協力要請等の判断基準）

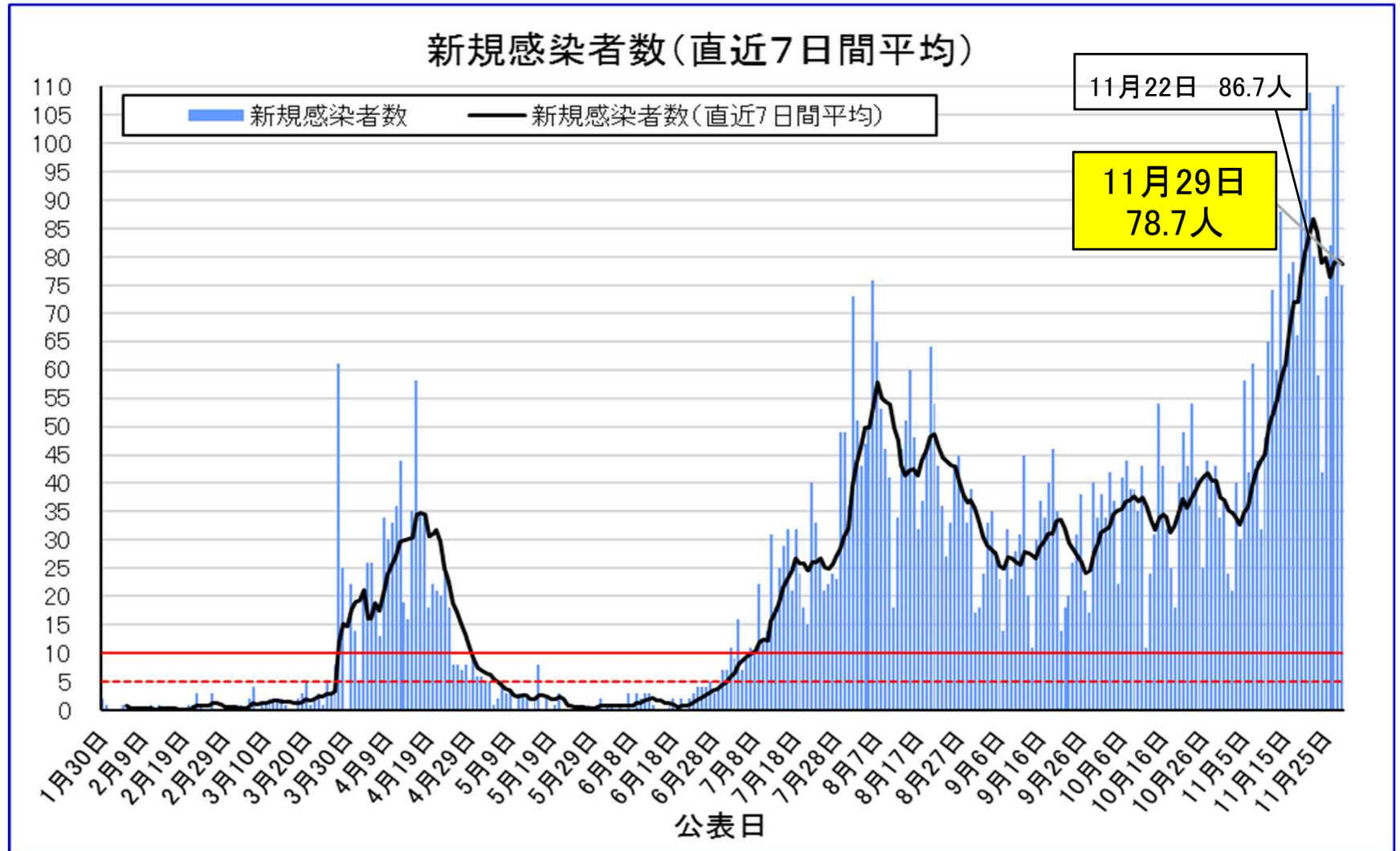
➤ 下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断する。

| 指標 | 本日の数値 (11月29日) | 目安 | |
|--|---------------------|---------------|---------|
| | | 警報 | 再要請 |
| 1. 感染状況 | | | |
| ① 新規感染者数 (直近7日間平均) | 78.7人 | 5人以上/日 | 10人以上/日 |
| ② 新規感染者数の1週間単位の増加比 (直近1週間とその前週との比較) | 0.91 | 1を上回る | 1.5を上回る |
| ③ 直近1週間の新規感染者数に占める60歳以上の割合 | 24.0%(132/551) | 総合的に判断するための項目 | |
| ④ 直近1週間の感染経路不明者数の割合 | 48.6%(268/551) | 総合的に判断するための項目 | |
| ⑤ PCR検査の陽性割合 (直近1週間平均・陰性化確認検査を除く) | 7.68% (11月27日時点) | 3.5%以上 | 7%以上 |
| 2. 医療提供体制 | | | |
| ① 入院者数/即応病床数=病床稼働率 | 46.4%(351/756) | 総合的に判断するための項目 | |
| ② 重症者数 | 10人 | 総合的に判断するための項目 | |
| ③ ホテル療養者数/確保部屋数=ホテル稼働率 | 23.4%(166/710) | 総合的に判断するための項目 | |

注) 1. ①～⑤は7日間の平均で算出。

指標①：新規感染者数（直近7日間平均）

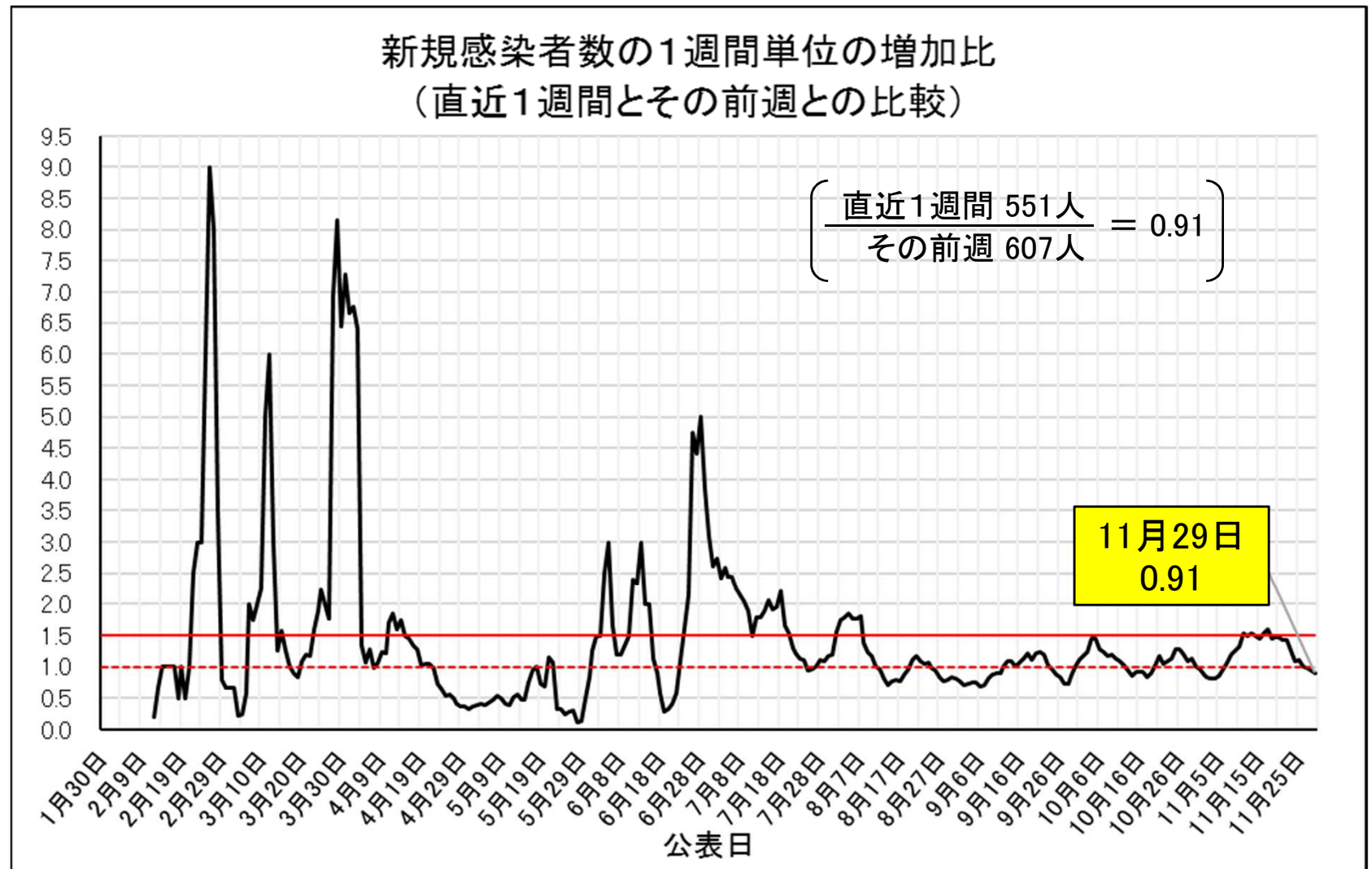
- 新規感染者数（直近7日間平均）は、11月に入り前日を上回る日が続き、11月22日には最多の86.7人となった。その後、一旦は減少したものの、11月29日までの直近7日間の平均は78.7人となっている。



指標②：新規感染者数の1週間単位の増加比（直近1週間とその前週との比較）

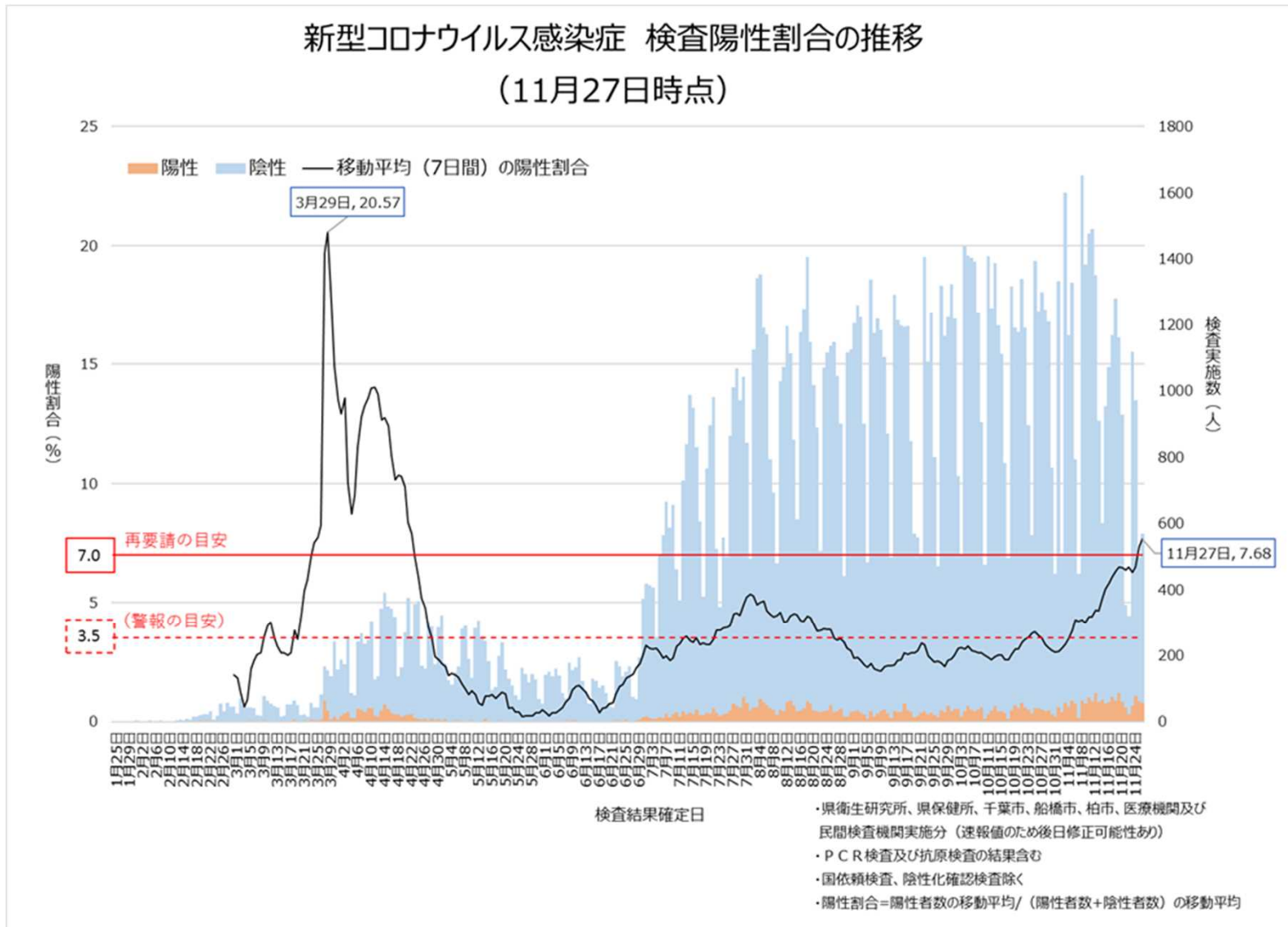
- 新規感染者数の1週間単位の増加比は、6月28日に「5.0」となって以降、減少し、1.0前後で推移していた。11月に入り1.5を超える日もあったが、11月29日までの直近1週間とその前週との比較では0.91となっている。

（※1未満の場合は前週よりも減少、2の場合は前週より倍増）



指標⑤：PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）

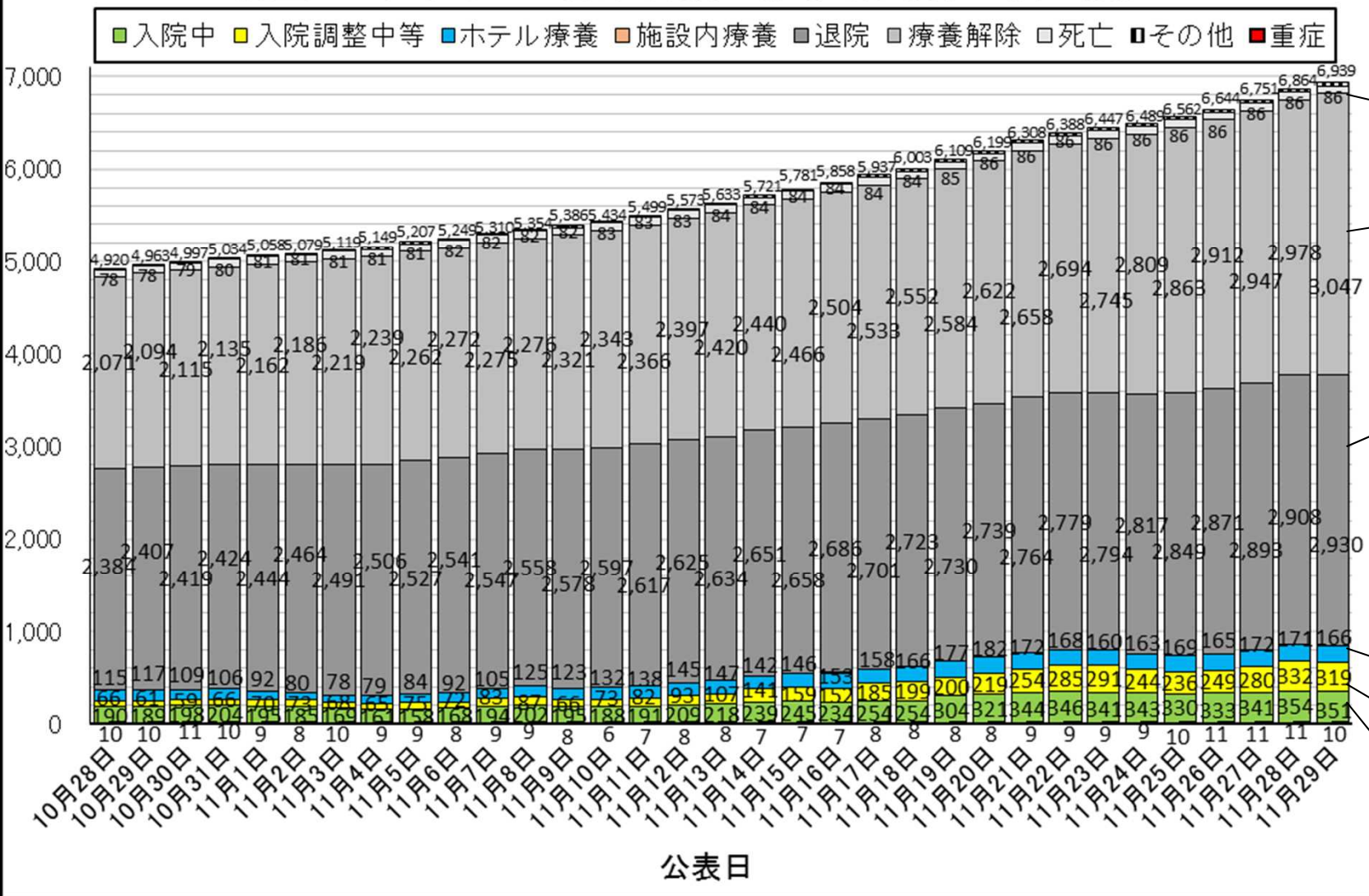
○ PCR検査の陽性割合（直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）は、緊急事態宣言解除後では、8月上旬にピークとなって以降、減少傾向に転じ、3.5%前後で推移していたが、11月に入り上昇を続け、11月27日までの直近1週間の平均は7.68%となっている。



| 期間 | 陽性割合 |
|-----------------|-------|
| 10/3 ～10/9 | 2.89% |
| 10/10 ～10/16 | 2.77% |
| 10/17 ～10/23 | 3.46% |
| 10/24 ～10/30 | 3.10% |
| 10/31 ～11/6 | 3.82% |
| 11/7 ～11/13 | 4.68% |
| 11/14 ～11/20 | 6.48% |
| 11/21 ～11/27 | 7.68% |

(参考) 感染者の状況別内訳

新型コロナウイルス感染者数の推移(累積、公表日別)



累積感染者数
6,939名
(11月29日公表時点)

死亡 86名

療養解除 3,047名

退院 2,930名

療養が必要な方: 836名

| | |
|---------------|---------------|
| 施設内療養 | 0名 |
| ホテル療養 | 166名 |
| 入院調整中等 | 319名 |
| 入院中 (うち重症) | 351名 (10名) |

(参考) 政府の指標及び目安 (千葉県の実況等)

| 項目 | 本日の数値 (11月29日) | 指標 | |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | ステージⅢ | ステージⅣ |
| 医療提供体制等の負荷 | | | |
| ① 病床のひっ迫具合(病床全体) 最大確保病床の占有率 | 29.3%(351/1,200) | 1/5(20%)以上 | 1/2(50%)以上 |
| ① 病床のひっ迫具合(病床全体) 現時点の確保病床数の占有率 | 46.4%(351/756) | 1/4(25%)以上 | — |
| ① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 最大確保病床の占有率 | 5.6%(10/180) | 1/5(20%)以上 | 1/2(50%)以上 |
| ① 病床のひっ迫具合(うち重症者用病床) 現時点の確保病床数の占有率 | 16.4%(10/61) | 1/4(25%)以上 | — |
| ② 療養者数 人口10万人当たりの全療養者数 | 14.00人 | 15人以上 | 25人以上 |
| 監視体制 | | | |
| ③ PCR陽性率 | 7.68% (11月27日時点) | 10% | 10% |
| 感染の状況 | | | |
| ④ 新規報告数 | 8.80人 | 15人/10万人 /週以上 | 25人/10万人 /週以上 |
| ⑤ 直近一週間と先週一週間の比較 | 0.91 | 直近一週間が先週 一週間より多い | 直近一週間が先週 一週間より多い |
| ⑥ 感染経路不明割合 | 48.6%(268/551) | 50% | 50% |

(参考) インフルエンザ定点当たり報告数・都道府県別

2020年47週（11月16日～11月22日）

| 区分 | 報告数 | 定点当たり | 区分 | 報告数 | 定点当たり |
|------|-----|-------|----------|--------|-------|
| 北海道 | 2 | 0.01 | 滋賀県 | 2 | 0.03 |
| 青森県 | — | — | 京都府 | 4 | 0.03 |
| 岩手県 | — | — | 大阪府 | 4 | 0.01 |
| 宮城県 | — | — | 兵庫県 | 1 | 0.01 |
| 秋田県 | — | — | 奈良県 | — | — |
| 山形県 | — | — | 和歌山県 | — | — |
| 福島県 | — | — | 鳥取県 | — | — |
| 茨城県 | — | — | 島根県 | 1 | 0.03 |
| 栃木県 | 2 | 0.03 | 岡山県 | 3 | 0.04 |
| 群馬県 | — | — | 広島県 | 3 | 0.03 |
| 埼玉県 | 5 | 0.02 | 山口県 | — | — |
| 千葉県 | — | — | 徳島県 | 2 | 0.05 |
| 東京都 | 5 | 0.01 | 香川県 | — | — |
| 神奈川県 | 2 | 0.01 | 愛媛県 | 2 | 0.03 |
| 新潟県 | 2 | 0.02 | 高知県 | — | — |
| 富山県 | — | — | 福岡県 | — | — |
| 石川県 | — | — | 佐賀県 | — | — |
| 福井県 | — | — | 長崎県 | — | — |
| 山梨県 | — | — | 熊本県 | — | — |
| 長野県 | — | — | 大分県 | — | — |
| 岐阜県 | — | — | 宮崎県 | — | — |
| 静岡県 | 2 | 0.01 | 鹿児島県 | 1 | 0.01 |
| 愛知県 | — | — | 沖縄県 | 2 | 0.03 |
| 三重県 | 1 | 0.01 | 総 数 | 46 | 0.01 |
| | | | 昨年同期（総数） | 15,390 | 3.11 |

感染拡大防止のための集中的な対策の実施について

新型コロナウイルス感染症の県内や近隣都県の感染者数が急激に増加しており、千葉県においても、11月28日には1日当たりの新規感染者数がこれまでで最大の113名となりました。医療機関の負担も大きくなっており、地域の医療提供体制の維持のためにも、感染者数の増加を何としても抑える必要があります。

このような状況を踏まえ、本日から12月22日までを「集中的な対策の実施期間」と位置づけ、従来からお願いしていた基本的な感染防止対策の徹底を働きかけるとともに、新たな協力要請を行うこととします。

なお、内容については、感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

- 期間 本日から令和2年12月22日（火）まで
※飲食店での酒類提供時間の制限は12月2日（水）から
- 目的 県内での感染拡大を抑え、県民の健康と命を守るとともに地域の医療提供体制を維持するため
- 対策内容
 1. 飲食 <人が集まる場所で飛沫を広げるリスクを低減する>
 - ① 飲食店での酒類提供の時間は22時まで（東葛地域）【新規】（12/2～）
 - ② Go to イート 食事券の新規発行の一時停止（～12/18）
 - ③ 会食は「4人以下の単位」で
 - ④ 会食時の注意事項を守って（会話を楽しむ際は、なるべくマスク着用。大声・対面の席配置・体調不良の方の参加を控える。等）
 - ⑤ 対策が徹底されていない接待を伴う飲食店・カラオケ店への休業要請
 - ⑥ 感染防止対策がされていない店舗の利用を控えて
 2. 外出 <人の動きを抑える>
 - ① 東京都との往來をできるだけ控えて。特に、飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ② Go to トラベルの一時停止地域や、外出自粛要請がされている地域との往來はできるだけ控えて。感染が拡大している地域との往來は、慎重に。特に飲食を目的とする場合は十分注意【新規】
 - ③ 毎日の体温チェック、体調の悪いときは外出しない
 - ④ Go To トラベルの一時停止地域の方は、ディスカバー千葉宿泊者優待キャンペーンを利用した新規予約を控えて（12/2～12/15）【新規】
 3. 基本的な感染防止対策の徹底
 - ① こまめな手洗い・手指消毒
「うつらない うつさないためのマスク」の着用
換気しながら適度な加湿
 - ② 3密（密接、密集、密閉）の回避
 - ③ 感染リスクの高い「5つの場面」での注意
 - ④ テレワーク、時差出勤の積極的な推進

問い合わせ先：

ディスカバー千葉に関すること（2④関係 詳細は別紙2）

：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

その他（詳細は別紙1）：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

別紙 1

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

【特措法第 24 条第 9 項に基づく新たな協力要請】

○ 東葛地域^{※1}の飲食店^{※2}の皆さまへ

(令和 2 年 12 月 2 日 (水) から 12 月 22 日 (火) まで)

- ・ 22 時以降の夜間は、飲食店における酒類の提供を控えてください。

※1 「東葛地域」: 市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市

これらの地域の人口 10 万人あたりの直近 1 週間の新規感染者数は 13.06 人であり、県内でも特に感染が拡大している状況です。

※2 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者

○ 県内全域の県民の皆さまへ

(令和 2 年 11 月 30 日 (月) から 12 月 22 日 (火) まで)

- ・ 東京都との往來をできるだけ控えてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ Go to トラベルの一時停止地域^{※3}や、外出自粛要請がされている地域^{※4}については、往來はできるだけ控えてください。感染が拡大している地域との往來は、慎重にしてください。特に、飲食を目的とする場合は十分注意してください。
- ・ 東葛地域の飲食店では、22 時以降の夜間の飲酒は控えてください。

※3 札幌市、大阪市 ほか (令和 2 年 11 月 30 日現在)

※4 愛知県、茨城県の一部 (土浦市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町、境町) ほか (令和 2 年 11 月 30 日現在)

問い合わせ先
健康福祉部健康福祉政策課
TEL 043-223-2630

「『ディスカバー千葉』宿泊者優待キャンペーン」の利用について

11月27日、国のGo Toトラベル事業について、札幌市及び大阪市に居住する方に対して、12月15日までに出発する同事業を利用した旅行を控えるよう呼びかける等の措置が、講じられました。

千葉県では、「『ディスカバー千葉』宿泊者優待キャンペーン」を行っているところですが、感染拡大防止のための集中的な対策として、札幌市及び大阪市在住の当選者及び同行者の皆様につきましては、県の優待を利用した旅行の新規予約をお控えいただきますようお願いいたします。

なお、札幌市及び大阪市以外にお住いの皆様につきましては、今一度、健康に留意しながら、新しい旅のエチケットなどの感染症対策をなさってご旅行ください。

1 自粛要請の対象となる優待利用

札幌市及び大阪市在住の当選者及び同行者について、12月2日から12月15日の間、12月15日までに出発する、県の宿泊者優待キャンペーンを利用した旅行の新規予約

2 周知方法

当選者の皆様には一斉メールで周知するほか、キャンペーン専用ホームページ（URL：discoverchiba-cpn.com）のお知らせでもご案内します。

3 問い合わせ先

○電話での問い合わせ：「ディスカバー千葉」一般コールセンター

TEL：0570-054-389

時間：毎日8：30～17：30（年末年始の12/29～1/3を除く）

○メールでの問い合わせ：「ディスカバー千葉」運営事務局

E-mail：discoverchiba@jtb.com

◀「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーンとは▶

お得な千葉の旅をお楽しみいただくため、抽選で当選した方が県内のキャンペーン参加施設に宿泊すると1人あたり最大5,000円（1応募あたり宿泊人数4人分まで）をキャッシュバックするキャンペーンです。